

《グリーンシート取引約款》

(約款の趣旨)

第1条 本約款は、お客様とキャタリスト証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で、当社の取扱うグリーンシート銘柄の取引に関して、両者の権利義務関係を明確にするための取り決めです。

(申込方法)

第2条 1 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名・捺印の上、所定の書類を添付して申込みを行い、当社がこれを承諾した場合に限り、当社の取扱うグリーンシート銘柄の取引を行うことができます。
2 当社は、前項の承諾をしない場合、その理由を開示しないものとします。

(本人確認)

第3条 当社は、お客様が本口座を開設される際及び本口座の開設後適宜に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令諸規則及び当社が定めるところに基づき、本人確認を行い、お客様はこれに応じるものとします。

(グリーンシート銘柄の性格)

第4条 1 グリーンシート銘柄とは、日本証券業協会の定める「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」(以下「日証協本規則」といいます。)第2条第5号に規定される有価証券であり、かつ金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第67条の18第4号に規定される取扱有価証券に該当するものを指し、グリーンシートとは、グリーンシート銘柄の発行及び流通の場(金商法第2条第17項に記載される取引所金融商品市場又は同法第67条第2項に記載される店頭売買有価証券市場のいずれでもありません。)のことをいいます。グリーンシートは次の性格を有することをお客様は理解して、取引に参加するものとします。

- (1) 取引所金融商品市場と比較すると、財務体質が脆弱な会社の占める割合が多く、価格変動リスクが大きい銘柄があります。
 - (2) 取引所金融商品市場と比較すると、流動性の低い銘柄があり、長期間売買が成立しないこと、あるいは希望する価格で売買ができないことがあります。
 - (3) 取引所金融商品市場とは異なった様式及び内容の会社情報となっており、発行会社が金商法の継続開示会社以外の会社の場合には、日本証券業協会の定める会社情報及び取扱金融商品取引業者が契約で要求する会社情報が開示されています。
 - (4) 取引所金融商品市場と比較すると、株価情報及び会社情報等について新聞報道されていない場合があり、情報の取得方法が限られています。
 - (5) 金商法上において規定されている取引所金融商品市場ではなく、相対取引の場であることから同一銘柄が同一時刻に売買されても売買価格が異なることがあります。
- 2 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案のうえ、以下のとおり区分されます。
- (1) 「エマージング」金融商品取引業者が日証協本規則第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分
 - (2) 「オーディナリー」金融商品取引業者が日証協本規則第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分
 - (3) 「投信・SPC」投資証券及び優先出資証券のうち、金融商品取引業者が日証協本規則第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する銘柄区分

(金商法各規定の遵守)

第5条 1 お客様は、当社との間で本約款に記載するところを遵守するとともに、グリーンシート銘柄の取引について、これが金商法第6章に規定される各条項これにかかわる政令、府令、規則、ガイドライン及びその他一切のルール(以下金商法とあわせて「法令等」といいます。)において金商法第157条から第160条まで及び第163条から第167条までが直接適用されることに基づき、これらに関する法令等をグリーンシート銘柄の取引において遵守しなければならないものとします。また、お客様は、グリーンシート銘柄の取引において法令上の適用を受けない場合であっても、金商法第162条の2に規定される取引あるいは行為である場合には、法令等が適用されるものとみなし、法令等をグリーンシート銘柄の取引において遵守しなければならないものとします。係るみなし適用の場合、法令等が新設あるいは変更された場合は、当該新設あるいは変更に従い、お客様は当該新設された条文及び変更された条文をそれぞれ遵守するものとします。本約款中の規定と法令等の条文に該当する場合はどちらも重畳的にその適用を受けるものとします。法令等を理解することはお客様における義務であるものとします。

2 前項の「法令等をグリーンシート銘柄の取引において遵守」とは、それぞれ必要とされる法令等の条項をグリーンシート銘柄の取引において合理的に読み替えてこれを遵守することを指すものとします。当社とお客様との間で合理的に読み替えられた各行為禁止条項及び各行為制限条項は、それぞれお客様が当社に対して本約款上の義務を負うこととし、各行為禁止条項及び各行為制限条項に違反することは、本約款上の義務違反となります。

(自己責任の原則)

第6条 お客様は、この約款の内容を十分把握し、自らの責任と判断においてグリーンシート銘柄の取引を行うものとします。

(募集又は売出し)

第7条 グリーンシート銘柄の発行会社(以下「発行会社」といいます。)が、グリーンシート銘柄の募集又は売出しを行う場合、お客様は以下の事項を承認のうえ、グリーンシート銘柄の申込みをするものとします。

- (1) 申込単位は、募集又は売出しの都度、当社或いは代表取扱い会員が決定します。

- (2) 募集価額又は売出価額は、当社あるいは代表取扱会員が合理的と判断する価格を参考として発行会社との協議によって決定します。ただし、入札方式又はブックビルディング方式を採用する場合があります。
- (3) 募集又は売出しの取扱手数料は、募集価額又は売出価額に含まれているものとし、その手数料率は当社或いは代表取扱会員が決定します。募集価額又は売出価額から募集又は売出しの取扱手数料を差し引いた価格が発行会社の発行価額となります。
- (4) 抽選による割当ては、申込総数が募集又は売出総数を超えた場合には、当社の定めるルールに従って適正に抽選を行って割当先及び割当株数を決定します。
- (5) 発行会社の募集又は売出しにあたって、当社はおお客様の申込みを取りまとめて代行して申込みを行う方法を原則とし、当社による総額引受けは原則として行わないものとします。したがって、申込総数が募集又は売出総数に満たない場合には、第6項により募集が中止される場合を除き申込総数をもって割当総数とします。
- (6) 申込総数が募集又は売出総数の一定割合に満たない場合又は一定金額に満たない場合等において、当該募集又は売出しを中止することがあります。このほか、やむを得ない事情によって募集又は売出しを中止することがあります。この場合には、既にお預りした預り金はお客様からのご請求に応じてその全部又は一部を遅滞なく返還します。
- (7) 株券の預託義務として、発行会社の募集又は売出しにより交付される株券及び当社でお預りした株券については、グリーンシート銘柄に指定されている間は、すべて当社の保護預り(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)を利用する場合を除きます。)とし、お客様は原則として当該株券を引き出すことができないものとします。なお、当社は株券の預託業務を外委託できるものとします。

(売買のルール)

- 第8条 1 お客様は、当社に対してグリーンシート銘柄の買付け又は売付けの注文を行う場合には、指値により注文を行うものとし、成行注文はできないものとします。
- 2 グリーンシート銘柄の受渡し及び決済は、約定日から起算して4営業日目の日に行われます。
- 3 買い注文により取得した株式に係る株券については、グリーンシート銘柄に指定されている間は、すべて当社の保護預り(機構を利用する場合を除きます。)とし、お客様は原則として株券を引き出すことはできません。
- 4 制限値幅及び呼び値の基準となる価格(以下「基準値段」といいます。)は、各銘柄の前日の気配値とします。直近の気配値に売り気配と買い気配の両方がある場合は、売り気配と買い気配の中間値とすることとします。(中間値が端数になる場合は、小数点以下を切り上げます。)ただし、当社で適切な流動性確保及び適正な価格形成のために必要であると判断した場合は、前段に関わらず適宜基準値段を定めることがあります。また、制限値幅及び呼び値の刻みは、原則として、当社が別途定めるものとし、予告なく適宜変更する場合があります。
- 5 当社は、売り注文又は買い注文が存在している場合には、当該注文に基づいた気配値を提示するものとし、注文が存在しない場合には、取引を行う際の参考とする気配値を提示するものとします。このため提示された気配値で取引が行われるとは限りません。
- 6 募集又は売出し期間中の売買のルールは、当社が別途定める場合があります。
- 7 当社はグリーンシート銘柄についてお客様からいただいた注文は、委託又は自己による相対売買により取引を執行します。
- 8 取引の執行時間は、次のとおりとします。ただし、休業日は金融商品取引所の休業日に従います。
平日：午前9時00分から午前11時00分まで
午後0時30分から午後3時00分まで
- 9 当社は、お客様から取引注文については、当該注文を受け付けた後、相当の時間内の最初に可能となるときに執行します。ただし、当社は取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行はいたしません。なお、取引注文を執行しないことにより生じるお客様及び第三者の損害について、当社の故意又は重過失に起因するものでない場合は、当社はその責を負わないものとします。
- ①お客様の取引注文が、理由の如何を問わず、お客様ご本人以外からの注文である可能性が高いと当社が判断した場合。
 - ②お客様の指値注文が、当社が定める値幅制限を超える場合。
 - ③お客様の取引注文が、当社の定めるところにより失効した場合。
 - ④お客様の取引注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合。
 - ⑤お客様の取引注文が、いわゆるインサイダー取引等の法令等に違反する可能性が高いと当社が判断した場合。
 - ⑥お客様について支払いの停止、もしくは破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、特別清算手続開始の申し立てがあった場合、またはお客様が手形交換所の取引停止処分を受けたことを当社が把握した場合。
 - ⑦お客様の本口座に対する仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令が発せられたことを当社が把握した場合。
 - ⑧その他当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断した場合。

(名義書換)

- 第9条 1 グリーンシート銘柄の買付けを行ったお客様は、原則として会社法第124条に規定する株主名簿の基準日までに名義書換請求を行うものとします(機構の対象となった場合を除きます。)
- 2 前項の名義書換請求は必ず当社を通じて行うものとします。
- 3 名義書換請求には当社が別途定める手数料に係るものとします。

(売買の停止)

- 第10条 1 第8条第8項の規定にかかわらず、発行会社の重要事実の周知徹底が必要な場合、発行会社が新たに募集又は売出しを行うことにより株価の変動を防ぐことが必要な場合など、当社が必要と認めた場合は、一定の期日を発表し、当該グリーンシート銘柄の取引を停止することがあります。
- 2 第8条第8項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄の取引のために当社を含む取扱金融商品取引業者各社が利用するコンピューターシステムに障害が発生した場合には、当社は取引を停止することがあります。

- 3 前項の規定にかかわらず、日証協本規則第34条に基づきグリーンシート銘柄の取引の停止を決めた場合は、当社は当該グリーンシート銘柄の取引を停止いたします。
- 4 前項の取引の停止によってお客様に損害が発生した場合でも、当社は責任を負わないものとします。

(取引注意銘柄)

第11条 当社は、発行会社が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、当該発行会社のグリーンシート銘柄を取引注意銘柄に指定するものとし、事態の改善が認められない場合は相当と認める期日を公表しその経過をもって取引監視銘柄に指定します。お客様は当社から何らの補償を受けることなく当社の係る措置に従うものとします。

- (1) グリーンシートにおける会社情報について、その定める提出期限内に提出を行わなかったとき、又は当社が提出期限を発行会社との契約により定めているものについて、正当な理由なくその提出期限内に提出が行われなかった場合。
- (2) 発行会社がグリーンシートにおける会社情報を行う際に、投資家の誤解を招くおそれがある情報開示を行った場合。
- (3) 発行会社に関する風説又は未確認の情報が流れたことにより、グリーンシート銘柄の公正な取引に支障があると当社が判断した場合。
- (4) 第13条によってグリーンシート銘柄の指定取消届出が行われた場合において、お客様の換金の場合を確保するために、取引注意銘柄としての取引が妥当と当社が判断し、一定期間を限定して取引を行う場合。
- (5) その他、発行会社が取引注意銘柄に指定すべき事態が生じたと当社が判断した場合。

(取引監視銘柄)

第12条 当社は、発行会社が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、当該発行会社のグリーンシート銘柄を取引監視銘柄に指定するものとし、事態の改善が認められない場合は、相当と認める期日を公表しその経過をもってグリーンシート銘柄としての気配提示及び取引を停止します。お客様は何らの補償を当社から受けることなく当社の係る措置に従うものとします。取引監視銘柄については制限値幅がかからないものとします。

- (1) イ 発行会社の発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合。
ロ 発行会社が法律の規定による会社の更生又は再生もしくは整理を必要とするに至った場合。
ハ 発行会社が営業活動を停止したとき又はこれに準ずる状態になった場合。
ニ 他の会社が発行会社を吸収合併する場合、株式交換によって発行会社の株主に他の会社の株式が発行される場合、又は発行会社が他の者への事業の譲渡を行う場合等でこれらによって発行会社が当該吸収合併、株式交換又は事業譲渡等により実質的な存続会社でなくなったか他社の完全子会社となったと当社が認めた場合。
ホ 発行会社が他の会社の吸収合併等を行った後、発行会社の状態が著しく悪化し、グリーンシート銘柄の発行会社として不相当であると当社が認めた場合。
ヘ 発行会社が他の会社と合併、株式交換、事業の譲渡・譲受、第三者割当増資による新株式の発行を行い、発行会社が被合併会社等に経営の主導権が握られ、実質的な存続会社ではなくなったと当社が認めた場合。
- (2) イ 発行会社が法令等又は定款に違反して、当該発行会社のグリーンシート銘柄を取扱うことについて当社が不相当と認めた場合。
ロ 当社と発行会社との間で締結された取扱主幹事契約の違反が判明した場合。
- (3) 発行会社が法令等又は、日証協本規則によって要求される会社情報について、虚偽の情報開示あるいは情報隠匿等を行ったとき。
- (4) グリーンシート銘柄の指定取消届出が行われた場合において、お客様の換金の場合を確保するために、取引監視銘柄としての取引が妥当と当社が判断し、一定期間を限定して取引を行うとき。
- (5) 発行会社が反社会的勢力である事実、又は発行会社が反社会的勢力と関係を有しているものとして次に掲げる関係を有している事実が判明した場合
イ 次の①から③までに掲げる者のいずれかが反社会的勢力である関係
①発行会社の親会社等(親会社又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他関係会社をいう。以下この号において同じ。)
②発行会社の子会社
③発行会社の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。))をいう。
ロ イのほか反社会的勢力がグリーンシート銘柄等の発行会社の経営に関与している関係
- (6) その他、発行会社が取引監視銘柄に指定すべき事態が生じたと当社が判断した場合。

(グリーンシート銘柄としての取扱廃止)

第13条 発行会社が以下のいずれかに該当する場合は、当社は何らの意思表示を要しないで当然に日本証券業協会に対して当該発行会社のグリーンシート銘柄の指定取消届出を行うことができるものとします。当該届出の効力が発生すると、当該銘柄のグリーンシート銘柄としての売買は行われなくなり、お客様は当社から何らの補償を受けることなく当社の係る措置に従うものとします。

- (1) 日本国内の取引所金融商品市場に上場した場合。
- (2) イ 発行会社が金商法第193条の2の規定に基づき監査報告書の提出を義務付けられている場合は、監査報告書に記載されている公認会計士又は監査法人の総合意見が、「不適正」又は「意見差し控え」(天災地変等、発行会社の責に帰すべからざる事由による場合を除きます。以下同じとします。)である場合。
ロ 発行会社が金商法第193条の2の規定に基づく監査報告書の提出義務を負わない場合は、会社内容説明書に添付の監査報告書に記載されている公認会計士又は監査法人の総合意見が「不適正」又は「意見差し控え」である場合。
- (3) 第12条により取引監視銘柄に指定され、事態の改善が認められないまま相当と認める期間が経過してグリーンシート銘柄としての気配提示及び取引が停止された場合。
- (4) 発行会社の申出に基づき、当該発行会社の株主全員の承諾を得た場合。
- (5) その他、日証協本規則第36条第4項又は第5項に基づきグリーンシート銘柄の指定が取消された場合。

(免責事項)

第14条 当社は、次の各号に掲げる事項により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

- (1) 株式等について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害
- (2) 天災地変その他不可抗力により、キャタリスト証券の約款・規程集に基づく有価証券の売買、又は有価証券もしくは、金銭の返還が遅延したことにより生じた損害

(会社情報の取得について)

第15条 お客様は、グリーンシート銘柄の会社情報については、インターネットを通じて当社ホームページ、日本証券業協会のホームページ、又は適時開示情報閲覧サービス(TDnet)にてご自身で会社情報を取得する必要があります。

- ・日本証券業協会グリーンシートページアドレス <http://www.jsda.or.jp/html/greensheet/index.html>
- ・適時開示情報閲覧サービス(TDnet)アドレス <http://www.jsda.or.jp/html/equity/tdnetlink.html>

(届出事項の変更)

第16条 お客様は、本口座開設後、改名・改称、移転および届出印の変更など、届出事項等につき変更があるときは、当社の定める方法により、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。

(解約)

第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、口座を解約できるものとします。

- (1) お客様が当社所定の用紙に必要な事項を記入のうえ、本サービスの解約を申し出た場合。
- (2) お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払われない場合。
- (3) お客様の取引が公正な市場の価格形成に弊害をもたらしている、またはその恐れがあると当社が判断した場合。
- (4) お客様がこの約款および当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反した場合。
- (5) お客様が当社の名誉または信用を毀損した場合。
- (6) お客様が当社に対し脅迫的な言動や暴力の行使等をした場合。
- (7) お客様が当社の業務を妨げた場合。
- (8) お客様が暴力団員、暴力団関係者およびいわゆる総会屋等であることが本口座開設以降に判明し、又はこれらであったものと当社が判断し、当社が解約を申し出た場合。
- (9) お客様よりお預かりする資産の全部または一部が犯罪行為により不正に取得したものであると当社が判断した場合。
- (10) お客様が第16条の届出を怠るなどして、相当の期間当社からの連絡が不通となった場合。
- (11) お客様が第18条に定めるこの約款の変更に同意しない場合。
- (12) 当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出た場合。
- (13) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。
- (14) その他やむを得ない事由により、当社が本サービスの中止を申し出た場合。

お客様の口座が解約された場合、当社はお客様よりお預かりする金銭並びに保護預り有価証券を当社の定める方法により返還するものとします。

(約款の変更)

第18条 1 当社は、本約款の内容が変更される場合、お客様にその変更事項を通知します。その際、お客様から所定の期日までに異議の申出がない場合は、その変更に同意したものとします。

2 第1項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。

以上